

2026年2月5日

一般社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT株式会社

令和8年1月21日からの大雪の影響による 災害の被害を受けられた方々への視聴料等の免除について【第5報】

令和8年1月21日からの大雪の影響による災害により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CSなど衛星放送事業に関わる69社が組織する一般社団法人衛星放送協会(事務局:東京都港区、会長:滝山正夫)とスカパーJSAT株式会社(本社:東京都港区、代表取締役 執行役員社長:米倉英一)は、令和8年1月21日からの大雪の影響により、令和8年1月29日以降に災害救助法が適用された、青森県の7市10町4村、秋田県の4市2町1村、山形県の1市1町1村、新潟県の4市において、「スカパー!」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

【第1報】: <https://www.skyperfectjsat.space/jp/news/20260130>

【第2報】: <https://www.skyperfectjsat.space/jp/news/20260202>

【第3報】: https://www.skyperfectjsat.space/jp/news/20260203_2

【第4報】: https://www.skyperfectjsat.space/jp/news/20260204_5

記

1. 免除対象地域 ※【第1-4報】記載分は除く

【新潟県】

上越市 (じょうえつし)

【山形県】

新庄市 (しんじょうし)
最上郡舟形町 (もがみぐんふながたまち)
最上郡鮭川村 (もがみぐんさけがわむら)

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料(スカパー!)の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。)、月刊ガイド誌料、チューナーレンタル料、ご利用明細発行手数料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL: 0120-085-550 (10:00~20:00、無休)

以上